


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令が一部改正されたことに伴い、第3号様式（14条関係）及び第4号様式（14条関係）裏面について、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第3号様式（14条関係）及び第4号様式（14条関係）裏面の「高齢者の医療の確保に関する法律」を、「東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。